

【別記4】

一般社団法人東京農工大学同窓会 代議員選出方法に関する規則 (改正案)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京農工大学同窓会法人化後の代議員選出方法に関して必要な事項について定める。

(代議員選挙)

第2条 代議員を選出するにあたり、代議員選挙を行う。

2 代議員候補者の選定に関する方法は別に定める。

(選挙管理)

第3条 代議員選挙の実施に際して、代議員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を設置する。

第4条 選挙管理委員会は、委員長及び委員3名の正会員で構成する。委員長及び委員は、総会で選任する。

2 第1項で規定する委員長及び委員は代議員に立候補及び代議員立候補者の推薦をしてはならない。

(任期)

第5条 委員長及び委員は代議員選挙が行われる年度の総会で選任され、その任期は選任された日の2年後の総会開催前日までとする。

(職務)

第6条 選挙管理委員会は、下記の職務を行う。

- 一 代議員選挙実施の公示
- 二 代議員候補者の資格の審査
- 三 審査結果の代議員候補者への通知
- 四 正会員全員に対する投票用紙の配布
- 五 投票の集計
- 六 投票結果の公示
- 七 代議員名簿の作成

(実施の公示)

第7条 前条一の代議員選挙実施の公示は、同窓会ホームページで公表する方法によるものとする。

(投票)

第8条 第6条四に定める投票用紙は、「農工通信」送付時に投票用紙を同封する方法で配布する。さらに、同窓会ホームページで代議員候補者一覧を公表する。

2 正会員は送付された投票用紙を郵送する方法により投票する。

(当選決定)

第9条 前条五の集計にあたり、信任が正会員全体の過半数を超えた者を当選とする。

2 期日までに投票が無い者は、信任したものと見なす。

3 第6条六の投票結果の公示は、同窓会ホームページで公表する方法によるものとする。

(投票の不実施)

第10条 第8条に定める投票は、推薦及び立候補者募集の過程で、代議員候補者が別に定める代議員候補者定数未満の場合、実施しないことができる。

2 この場合、選挙管理委員会は第6条第1項第6号に定めに関わらず、投票を行わない理

由と代議員候補者の名前を示し、全員が代議員となることを同窓会ホームページに公示することとする。

(書類の保管)

第 ~~10~~11 条 選挙管理委員会は代議員選挙に関する書類を、事務局に 5 年間保管するよう依頼する。

2 前項の書類は以下の書類とする

- 一 代議員選挙の公示文書
- 二 代議員候補者推薦文書
- 三 立候補代議員の立候補届
- 四 代議員候補者の資格審査結果報告書
- 五 投票用紙
- 六 代議員当選公示文書
- 七 第 10 条第 2 項に関する公示文書
- 七~~八~~ 代議員名簿

(事務)

第 ~~11~~12 条 代議員選出に関する事務は、当法人事務局において処理する。

(規則の改廃)

第 ~~12~~13 条 この規則の改廃は、総会が行うものとする。

附則

この規則は、令和元年 6 月 22 日より施行する。

(令和 2 年 6 月 20 日 一部改正 投票の不実施に関して規定)